

ご利用案内

自立訓練(生活訓練)・宿泊型自立訓練

地域で自立した生活を送れるよう、生活能力の向上を目的とした訓練を行います。
利用期間は、2年以内です。

どんな方が利用できるの？

- ☆ 宮城県内（仙台市を除く）にお住まいの方
- ☆ 精神疾患の診断を受けている方で現在入院治療の必要のない方
- ☆ 18歳以上の方
- ☆ 生活訓練を行う意志のある方

利用料金は？

- ☆ 利用料 月のサービス利用料金の原則1割負担（お住まいの市町村福祉課へご相談ください）
- ☆ 光熱水費 日額 320円
- ☆ 食費 日額 1,015円
※朝・夕の2食提供（朝518円、夕497円）
- ☆ その他、個人ごとの支出として医療費、昼食代、日用品費等が必要となります。

手続きはどうすればいいの？

※まずはお住まいの市町村福祉課、相談支援事業所にご相談下さい。

※見学の際は、事前に予約が必要です。

どんなことをするの？ 宿泊型自立訓練

寮での生活をとおして、起床から就寝までの規則正しい生活のリズムを作ります。掃除、洗濯、食事、金銭管理など生活技術を身につけます。当番への参加もあります。

自立訓練(生活訓練) +

講座、運動、清掃、調理などをおし、地域生活に必要な力を身につけます。創作活動、外出行事、社会体験など、興味の幅を広げ、生活に楽しみを見つけます。地域への貢献、地域との交流を図ります。

(日中プログラム)

午前10時から午前11時30分まで

午後1時30分から午後3時まで

体験利用

宿泊型自立訓練をご希望の方には、6泊7日で援護寮の日中プログラムを体験していただいております。

短期利用

在宅の精神障害者の方を対象に短期入所（ショートステイ）を行っています。

※定員は1日2人です。

どんな時に利用できるの？

- ☆ 一人暮らしに疲れて、休養したい時
- ☆ 家族と少しの間、離れて生活したい時
- ☆ 家庭の事情で在宅生活が一時的に困難な時 など

利用料金は？

- ☆ 利用料 月のサービス利用料金の原則1割負担（お住まいの市町村福祉課へご相談ください）
- ☆ 光熱水費 日額 320円
- ☆ 食費 日額 1,015円
※朝・夕の2食提供（朝518円、夕497円）
- ☆ その他、個人ごとの支出として医療費、昼食代、日用品費等が必要となります。

利用の手続きは？

- ① 「福祉サービス受給者証」を市町村で発行してもらう
 - ② 「診療情報提供書」「現況調書」「生活状況票」を精神科主治医に作成してもらう
 - ③ 「登録」（面接）をする
- ※ご予約は、利用希望日の前月1日から受け付けています。

年間行事

- ❁ お花見外出 ❁ 納涼会
- ❁ 芋煮会 ❁ 交流会
- ❁ クリスマス会 など・・・

詳しくは。。。

援護寮の利用方法や各空き室情報、持ち物等については、援護寮のホームページに掲載しています。

ご不明な点がございましたら、気兼ねなくお問い合わせください。

